

農薬取締法施行規則及び特定試験成績及びその信頼性の確保のための 基準に関する省令の一部を改正する省令案等の概要

平成 31 年 3 月
農 林 水 産 省
環 境 省

I 趣 旨

農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号。以下「改正法」という。）においては、農薬の安全性の一層の向上を図るため、農薬使用者や動植物に対する影響評価の充実等を行うこととしている。

今般、改正法のうち 2020 年 4 月に施行される農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）の改正事項に関して、関係省令の改正及び告示の制定を行う。

II 農薬取締法施行規則及び特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令の一部を改正する省令案の概要

1. 農薬取締法施行規則（昭和 26 年農林省令第 21 号）の一部改正

農薬の動植物への影響評価の対象が、従来の「水産動植物」から陸域を含む「生活環境動植物」（その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。）に変更される。

これに伴い、農薬の登録申請者が提出すべき資料を「水産動植物に対する影響に関する試験成績」から「生活環境動植物に対する影響に関する試験成績」に改める。

また、農薬の製造者又は輸入者は、毎年、農薬の安全性に関する情報を農林水産大臣に報告することとされているが、その報告事項を「水産動植物への害の発生に関する情報」から「生活環境動植物への害の発生に関する情報」に改める。

（農薬取締法施行規則第 2 条、第 18 条、第 22 条）

2. 特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令（平成 30 年農林水産省令第 76 号）の一部改正

農薬の申請に当たって提出すべき試験成績のうち、その信頼性を確保するために必要なものとして本省令第 5 条から第 19 条までに定める基準に従って行われる試験によるべきもの（以下「農薬 G L P 基準によるべき試験成績」という。）を以下のように改める。

- ① 農薬の登録事項に「使用期限」が追加されることに伴い、農薬の有効成分以外の物理的・化学的性状に関する試験成績（色調、形状及び臭気に関するものを除く。）を、農薬 G L P 基準によるべき試験成績に加える。
- ② 農薬 G L P 基準によるべき試験成績のうち、「水産動植物への影響に関する試

験」を「生活環境動植物への影響に関する試験成績」に変更する。

- ③ 2020年4月1日の改正に併せ、蜜蜂に対する影響評価を充実することとしているが、家畜（蜜蜂に限る。）への影響に関する試験成績（蜂群への影響に関する試験を除く。）を、農薬G L P基準によるべき試験成績とする。

（特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令第2条）

Ⅲ 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）の一部を改正する省令案の概要

- (1) 農薬使用者の責務の一つとして、「水産動植物」の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすることを定めているが、これを「生活環境動植物」に関する責務に改正する。

（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第1条）

- (2) 農薬の「使用に際して講ずべき被害防止方法」が表示事項となることに伴い、当該表示事項を遵守し、農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならない旨を明確化する。（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第2条）

Ⅳ 農薬取締法第4条第1項第5号に掲げる場合に該当するかどうかの基準（告示）案の概要

農林水産大臣は、「農薬の使用に際し、被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき」（法第4条第1項第5号）に該当すると認めるときは、農薬の登録を拒否しなければならないものとされており、これに該当するかどうかの基準は、農林水産大臣が定めて告示することとされている。

当該基準として、農薬が次の①②のいずれかを満たす場合は、法第4条第1項第5号（法第34条第6項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする旨を定める。

- ① 農薬の使用に際し、被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者の農薬への暴露量が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなること。
- ② 農薬の使用に際し、被害防止方法を講じた場合においても、蜜蜂に対する暴露量が、蜜蜂に対する影響に関する試験成績に基づき当該蜜蜂の群の維持に支障を及ぼすおそれがある程度の量であると認められるものとなること。

Ⅳ 施行期日

改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（2020年4月1日）